

運 営 規 程

サンアップルホームデイサービスセンター

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護又は要支援状態（介護予防対象）となった場合においても、その利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 通所介護従業者は、指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所及び出張所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	サンアップルホームデイサービスセンター浜の町
所在地	青森県弘前市大字浜の町東5丁目24番地3

2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	サンアップルホームデイサービスセンター
所在地	青森県弘前市大字高杉字尾上山 350

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種・員数及び職務内容は、別表のとおりとする。(別表1参照)

(事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、以下のとおりとする。

営 業 日	365 日 (年中無休)
営 業 時 間	8 : 00 ~ 17 : 00
サービス提供時間	9 : 00 ~ 16 : 00

2 出張所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。
営 業 時 間	8 : 00 ~ 17 : 00
サービス提供時間	9 : 00 ~ 16 : 00

(事業所の利用定員)

第6条 指定通所介護事業所及び指定予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1 単位 39 名 (通常規模)

2 出張所の指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

1 単位 10 名 (通常規模)

(利用料等の受領)

第7条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いをうけるものとする。(別表2参照)

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際には、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 指定通所介護事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食費

- 二 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 三 指定通所介護に通常要する時間を越える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を越える費用
- 四 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 五 指定通所介護事業者は、前各号の費用の額に係るサービスの提供にあたってはあらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 本体事業所の通常の事業実施地域は、弘前市・藤崎町のほか中津軽郡・南津軽郡の地域とする。(予防通所介護の実施地域は弘前市)出張所においても同様とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成する。
- 2 指定通所介護事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
 - 3 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
 - 4 通所介護事業所の管理者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- 2 非常災害に備え、年2回総合訓練を行う。
 - 3 消防法に基づき防火管理者を置き、年間の計画を消防署に届けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 サービス提供時において契約者に病状の急変が生じた場合は、速やかにご家族、居宅介護支援事業者ならびに医療機関に連絡を行うとともに必要に応じ医療機

関への搬送を行う。

- 2 事故の発生時には、上記の関係機関の他、市町村に連絡すると共に、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。尚、当事業所は、損害保険ジャパン保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでいる。

(秘密保持)

第 12 条 通所介護従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 利用目的等については、同意書のとおりとする。(個人情報利用同意書参照)

(衛生管理)

第 13 条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所に於いて感染症がまん延しないよう必要な措置を講ずる。

(ハラスメント防止)

第 14 条 指定通所介護事業所は職場におけるハラスメントの防止のための次の措置を講じるものとする。

- 2 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメント防止のための従業員に対する研修を定める。
- 3 相談、苦情処理体制の整備。
- 4 その他のハラスメント防止のために必要な措置。

(虐待防止)

第 15 条 指定通所介護事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会(通信機器等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 3 虐待防止のための指針の整備
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 5 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 4 6 指定通所介護事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続)

第 16 条 指定通所介護事業者は感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供が受け入れるよう、指定通所介護の提供を継続的に実施する。また非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次の措置を講じるものとする。

- 2 感染症、災害に係る業務継続計画の策定。
- 3 感染症、災害に係る研修と訓練の実施。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定める。

- 2 指定通所介護事業者は、利用定員を越えて指定通所介護の提供を行わない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 4 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所に於いて感染症がまん延しないよう必要な措置を講ずる。
- 5 指定通所介護事業者は、指定通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 七峰会と指定通所介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 13 年 1 月 1 日改正する。(建物の拡張による利用定員)

平成 13 年 10 月 1 日改正する。(利用定員)

平成 17 年 10 月 1 日改正する。(食費)

平成 18 年 2 月 10 日改正する。(利用定員)

平成 18 年 4 月 1 日改正する。(利用料)

平成 20 年 5 月 21 日改正する。(栄養マネジメント体制の変更)

平成 21 年 4 月 1 日改正する。(個別機能訓練体制・利用料)

平成 24 年 2 月 1 日改正する。(利用定員)

平成 24 年 4 月 1 日変更する。

(営業時間及びサービス提供時間/介護報酬改定)

平成25年4月1日変更する。

平成26年4月1日変更する。(介護報酬改定)

平成27年4月1日変更する。(介護報酬改定)

平成28年4月1日変更する。(利用料)

平成29年4月1日変更する。(利用料)

平成30年4月1日変更する。(事業所規模変更/介護報酬改定)

平成31年4月1日変更する。(利用料)

令和元年10月1日変更する(利用料)

令和2年5月18日改正する。

(第11条に秘密保持及び第12条に衛生管理)

令和2年8月31日改正する。

(第11条に緊急時等における対応方法、以下順次1条ずつ繰り上げる)

令和3年4月1日改正する。

(第14条にハラスメント防止、第15条に虐待防止、第16条に業務継続を追加し以下順次1条ずつ繰り上げる。介護報酬改正、利用料、従業者員数)

令和4年4月1日改正する。

(個別機能訓練体制・利用料、従業者員数)

令和5年4月1日変更する。(従業者員数)

令和7年7月1日改正する。

(第3条事業所及び出張所の名称及び所在地、第4条従業者員数、第5条営業日及び営業時間、第6条利用定員、第8条通常の実施地域)

令和8年4月1日改正する。

(第3条事業所及び出張所の名称及び所在地、第4条従業者員数、第6条利用定員)

重 要 事 項 説 明 書

サンアップルホームデイサービスセンター

1.事業者について

事業者の名称 : 社会福祉法人七峰会
代表者名 : 理事長 大平 和夫
事業者の所在地 : 〒036-8356 青森県弘前市大字下白銀町21番地8
電話番号 : 0172-33-8861

2.事業所について

事業所の名称 : サンアップルホームデイサービスセンター浜の町
事業所番号 : 0270200504
代表者名 : 総合施設長 東谷 康生
事業者の所在地 : 〒036-8323 青森県弘前市大字浜の町東5丁目24番地3
電話番号 : 0172-26-5330
FAX 番号 : 0172-26-5332

出張所の名称 : サンアップルホームデイサービスセンター
事業所番号 : 0270200504
代表者名 : 総合施設長 東谷 康生
事業者の所在地 : 〒036-8302 青森県弘前市大字高杉字尾上山350
電話番号 : 0172-26-5330
FAX 番号 : 0172-26-5332

3.事業の目的

本事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態(介護予防)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能維持、ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

4.運営方針

本事業は、利用者の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的な内容等を示した「通所介護計画」に基づき、利用

者の機能訓練およびその方が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

5.営業日および営業時間について

営 業 日 : 365日(年中無休)
営 業 時 間 : 8時00分～17時00分
サービス提供時間: 9時00分～16時00分

(出張所)

営 業 日 : 月曜日～金曜日まで
営 業 時 間 : 8時00分～17時00分
サービス提供時間: 9時00分～16時00分

6.利用定員	サンアップルデイサービスセンター浜の町	39名
	サンアップルデイサービスセンター	10名

7.職員体制および勤務体制

別表1参照

8.利用料について

別表2参照

法定代理受領サービスに該当する指定通所介護サービスを提供した場合の自己負担額
(厚生労働省の規定に則る)

9.通常の事業の実施地域

弘前市、藤崎町その他、中津軽郡・南津軽郡とする。

10.事業の具体的内容

- ・入浴、排泄等の介助
- ・昼食の提供、送迎、機能訓練等の援助
- ・その他「通所介護計画」に基づいた必要な援助

11.守秘義務

- ① 事業者およびサービス提供者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ② 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の

心身等に関わる情報を提供できるものとします。

- ③ 事業者は、契約者に係る他の居宅サービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

1 2.緊急時の対応について

サービス提供時において契約者に病状の急変が生じた場合は、速やかにご家族、居宅介護支援事業者ならびに医療機関に連絡を行うとともに必要に応じ医療機関への搬送を行います。

事故の発生時には、上記の関係機関の他、市町村に連絡すると共に、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

尚、当事業所は、損害保険ジャパン株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。

1 3.業務継続について

指定通所介護事業者は感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供が受け入れるよう、指定通所介護の提供を継続的に実施する。また非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次の措置を講じるものとする。

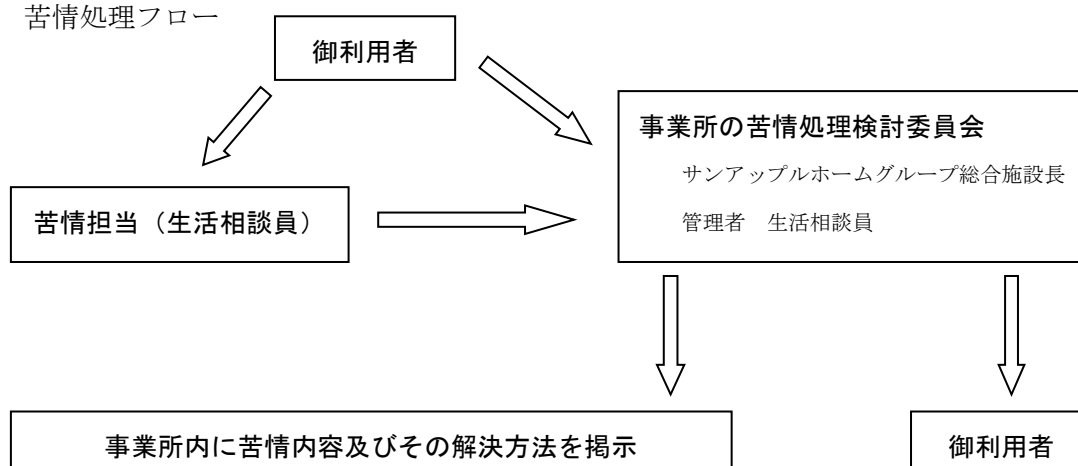
- ① 感染症、災害に係る業務継続計画の策定。
- ② 感染症、災害に係る研修と訓練の実施。

1 4.苦情処理について

事業者は、当事業所自らが提供した指定通所介護サービス等に対する苦情に対し、苦情受け付け窓口を設置し、契約者の苦情に迅速かつ適切に対応します。

苦情受付担当者：中村 浩成

苦情処理フロー



当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 福祉サービス苦情受付第三者委員(七峰会本部)

社会福祉法人 七峰会監事 工藤伸役氏 0172-33-8861

社会福祉法人 七峰会監事 吉川良大氏 0172-33-8861

イ 弘前市福祉部介護福祉課 (苦情相談窓口) 0172-40-7099

ウ 青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会) 017-723-1336

15.虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、責任者を選定し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及のために研修を実施します。

虐待防止に関する責任者：中村 浩成

令和 年 月 日

指定通所介護の提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

サンアップルホームデイサービスセンター

説明者職名 生活相談員

氏 名

印

私は、本書面に基つき事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- (3) 科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFE を用いた厚生労働省（弘前市・青森県の関連機関含む）へのデータ提出とフィードバックの活用

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

事業所の名称 サンアップルホームデイサービスセンター

総合施設長 東 谷 康 生 殿

住所

氏名

印

（家族）住所

氏名

印